

長崎労働基準監督署発表
平成26年10月22日

担当	次長	宮本 浩一
	第一方面主任	竹永 剛
	電話	095 - 846 - 6391

上半期の労働相談では「サービス残業」が倍増。

「コンビニエンスストア」では健康診断未実施が約7割。

改訂最賃額への対応が急務。

長崎労働基準監督署は、本年度上半期(4月～9月)の監督指導等の結果を取りまとめ、この中でも特徴的な「労働相談の概要」及び「コンビニエンスストア監督指導結果」について関係者の皆さんへ周知・啓発を図るため、これを公表する。

労働相談の概要

1 上半期の労働相談2割増 (別紙参照)

・当署に寄せられた労働相談件数(4月～9月分)は、1,684件で、去年同期より291件、率にして20.9%の増。(参考1)

2 サービス残業が倍増

・相談内容別で見れば、「割増賃金」264件、「賃金不払」262件、「労働時間制度」229件、「年次有給休暇」194件、「解雇予告」173件の順。

・特に、「割増賃金(いわゆる「サービス残業」)」にかかる相談が去年同期より2.2倍増。

・労働基準法第104条(参考2)に基づく申告件数も上半期で71件と去年同期より32件、率にして82%と大幅な増加。

3 今後の対応

・企業内の業務負荷等の実態把握が不十分で労務管理面での対応の遅れが要因と考えられる。

・事業主に対しては、社内の各部署における業務実態を再点検し、サービス残業の排除など関係法令に抵触しない適切な労務管理に向けた継続的な指導を実施。

コンビニエンスストア監督指導結果

1 コンビニエンスストア39店舗を監督指導

- ・働く人の労働条件を確保する観点から、上半期では多くの方に利用されている「コンビニエンスストア」(以下「コンビニ」という。)の労働条件等の実態について取りまとめた。
- ・監督指導実施件数は長崎市内を中心に39店舗で、管内にあるコンビニの約2割に相当。
- ・労働者数は、平均で1店舗当たり13.5人。

2 違反は95%と高率、健康診断未実施は約7割

- ・監督指導の結果、労働基準法等にかかる違反が37店舗(違反率は約95%)。

主な違反内容と率は、

労働基準法第89条「就業規則」関係(未整備・監督署への未届出)	85%
同 第32条「労働時間」関係(時間外労使協定の未締結・未届出)	69%
労働安全衛生法第66条「健康診断」関係(1年1回の一般健康診断の未実施。なお、深夜業に常時従事する労働者には半年に1回)	69%

3 改訂最低賃金(時間額677円)への対応が急務

- ・最低賃金法に基づき賃金の実態を確認したところ、時間額664円(当時)以上の賃金が支払われていた。
- ・しかし、県内の最低賃金額は今年10月1日から「時間額677円」と改訂されるなか、87%に当たる34店舗で最下層の方の賃金額がこれを下回ることから、同法に抵触しないよう改訂最賃額への対応が急務。

4 今後の対応

- ・コンビニの経営は、業界内での競争も激しく、「24時間営業」などで労務管理面でも困難が多々あるという認識から、法令遵守の意識が向上し働きやすい職場となるよう、指導を実施する予定。

(別 紙)

(参考1)

労働相談の内訳

	項 目	労働基準法の 該当条文	件 数	昨年同期の件数と 増減件数(割合)
1	割増賃金	37条	264件	118件、146件(123.7%)増
2	賃金不払	24条	262件	293件、31件(10.6%)減
3	労働時間制度	32条	229件	246件、17件(6.9%)減
4	年次有給休暇	39条	194件	161件、33件(20.5%)増
5	解雇予告	20条	173件	132件、41件(31.1%)増

(参考2)

労働基準法

(監督機関に対する申告)

第104条 事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。(第2項 略)